

平成 30 年 7 月 10 日

被災者の皆さまへ

当社では、今回の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害等による被害により災害救助法が適用された地域にお住まいのお客さまに対し、以下の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・届出印を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払申出があった場合の可能な限りの便宜措置

※ 適用市町村

広島県	広島市、安芸郡坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市
高知県	安芸市
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
岐阜県	岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
※ 順不同	

以上